事業継続力強化支援事業の目標

I. 現状

(1)地域の災害リスク

(洪水:防災マップ)

広島県が公表している「洪水ポータルひろしま」及び庄原市の防災マップによると、当商工会本所が立地する庄原市西城町の大佐地区及び平子地区で洪水の発生が予測されており、また、比和支所が立地する庄原市比和町の比和地区も洪水の発生が予測されている。最大 10mに及ぶ浸水深となることが想定されており、人命に関わる深刻な被害を及ぼすことが懸念される。

洪水ポータルひろしま

http://www.kouzui.pref.hiroshima.lg.jp/portal/top.aspx

・庄原市防災マップ

http://www.city.shobara.hiroshima.jp/main/life/cat10/cat2/cat6/post_372.html

(土砂災害:防災マップ)

広島県が公表している「土砂災害ポータルひろしま」及び庄原市の防災マップによると、当商 工会管内は中国山地の概ね中央に位置し、土地が急峻で平地が少ないため、土砂災害警戒区域が 広く存在している。

・土砂災害ポータルひろしま

https://www.sabo.pref.hiroshima.lg.jp/portal/Top.aspx

・庄原市防災マップ

http://www.city.shobara.hiroshima.jp/main/life/cat10/cat2/cat6/post_372.html

(地震: J-SHIS)

文部科学省地震調査研究推進本部ホームページの「広島県の地震活動の特徴」によると、南海トラフで発生する地震について、マグニチュード8~9の規模の地震が30年以内に発生する確率は70~80%と評価されており、安芸灘~伊予灘~豊後水道で発生する地震についても、マグニチュード6.7~7.4の規模の地震が30年以内に発生する確率は40%程度と評価されている。

- ・地震調査研究推進本部(文部科学省)「広島県の地震活動の特徴」 https://www.jishin.go.jp/regional seismicity/rs chugoku-shikoku/p34 hiroshima/
- ・地震調査研究推進本部(文部科学省)「南海トラフで発生する地震」 https://www.jishin.go.jp/regional_seismicity/rs_kaiko/k_nankai/
- 庄原市地域防災計画 (震災対策編)

http://www.city.shobara.hiroshima.jp/main/2020/07/bousaikeikakurewia2shinsaitaisaku.pdf

(その他)

「庄原市地域防災計画(基本編)」で想定されている災害のうち、「雪害」については、大雪による交通機関の麻痺や雪崩等の直接被害が想定される。「林野火災」については、市の面積の84%が山林で占められていることに加え、急傾斜地が多い上に笹等の植物の繁茂が著しいため、一度、山火事が発生すると、消火活動も極めて困難となり、大規模火災となる恐れがある。

· 庄原市地域防災計画(基本編)

http://www.city.shobara.hiroshima.jp/main/2020/07/bousaikeikaku rewia2kihon.pdf

(2) 商工業者の状況

1) 事業所数

【表1 備北商工会の商工業者数等】

(商工会実態調査より)

	平成22年4月1日	令和2年4月1日	対比	減少数
商工業者数	569	434	76. 27%	135
小規模事業者数	533	411	77. 11%	122
会員数	441	339	76.87%	102

当会地域では、【表 1】のように、商工業者数は 10 年間で 135 件減少している。減少率では小規模事業者の減少率が商工業者全体の減少率をやや上回るが、傾向としては高齢化、後継者不足による廃業が地域全体の傾向として見られる。

2) 会員事業所の業種別割合

【表2 業種別割合】

(商工会実熊調査より)

	建設業	製造業	卸売業	小売業	飲食業	宿泊業	サービス業	その他	合計
R 2 会員数	43	34	1	84	21	7	54	95	339
業種 割合	12. 68	10.03	0. 29	24. 78	6. 19	2.06	15. 93	28. 02	100
H22 会員数	77	49	0	128	34		68	85	441
増減	-34	-15	+1	-44	-6		-14	+10	-102

^{*}業種割合(%)の合計は小数第3位を四捨五入しているため、100.00(%)にならない。

当会地域では、【表2】のように、「その他」の業種が最も多く、次いで小売業、サービス業と続く。「その他」の業種の多くは農業系の事業者であり、当会の会員構成の大きな特徴となっている。

10 年前との比較をすると、小売業の減少数が最も多く、地域の小字ごとにあった小売店の廃業が進んでいることが窺える。地域の高齢化が進む中、最寄りの小売店が閉店することで買い物弱者の利便性が失われており、災害時の対応にも影響を及ぼすことが危惧される。

(3) これまでの取り組み

1) 当市の取り組み

・地域防災計画の改正

平成17年6月15日に「庄原市地域防災計画」を策定し、以降、県地域防災計画や国等の通知を踏まえた見直しに加え、平成22年の庄原ゲリラ豪雨や、平成30年7月豪雨災害など、大規模災害における課題への対応状況などを踏まえ、毎年改正を行っている。基本編と震災対策編の2編で構成されている。

・防災マップの作製配布

被害想定区域として「浸水想定区域」、「土砂災害警戒区域」「土砂災害特別警戒区域」を示しているほか、避難所や要配慮者利用施設などの情報をまとめて表示している。なお、県が新たに指定した土砂災害警戒区域等を踏まえ、令和元年度から新たな防災マップの作成を進めている。

住民告知端末による情報発信

平成26年度から平成30年度にかけて、市内全域に光ファイバーを整備した。この光ファイバーを活用し、当市では住民福祉の向上に資するため「災害等に関する緊急事項」や「行政情報」等を迅速かつ確実に伝達する「住民告知放送」を実施している。

・災害協定の締結

当市では、大規模災害時等に迅速で的確な応急対策を行えるよう、他の地方公共団体や民間団体等と応援協定を締結している

・庄原市業務継続計画の策定

大規模な災害の発生により、市の本庁舎やシステム、又は、職員等の被災により執務環境に 制約が生じた場合であっても、適切に業務を執行できるよう、平成30年12月に「庄原市業務 継続計画」を策定。

被災者等の生活再建

庄原市災害見舞金や被災者生活再建支援法による支援金の支給など、各種支援措置等に努める。

2) 当会の取り組み

・事業継続力強化計画策定セミナーの開催

令和元年 10 月 16 日に管内事業者を対象とした「事業継続力強化計画策定セミナー」を開催するとともに、専門家派遣により個社の計画策定を支援。令和元年度において 1 件の計画が承認された。

小規模事業者持続化補助金(被災地型)申請支援

平成30年7月豪雨災害の際、直接あるいは間接的な被害を受けた事業者の支援策として実施された被災地型持続化補助金の申請を支援。管内では11件が申請され、その全てが採択され、計画通り事業が実施された。

・グループ補助金申請支援

平成30年7月豪雨災害の際、直接的な被害を受けた事業者の支援策として実施されたグループ補助金の申請を支援。管内では1事業者が対象となり承認された。

職員のスキルアップ

事業継続力強化計画に関するセミナー等に職員を派遣して支援スキルの向上を図るとともに、職員1名がBCP作成に対応できる法定経営指導員に認定された。

・当会BCPマニュアルの作製

令和2年4月に「備北商工会BCPマニュアル」を作成し、役員・職員に周知するとともに、 非常時の連絡体制などの構築に着手した。

Ⅱ.課題

- ・協力体制の重要性を踏まえた、具体的な体制やマニュアルの徹底が不十分
- ・平時・緊急時の対策を推進するノウハウを持った人員が不十分
- ・保険・共済に対する助言を行える人員が不十分

Ⅲ. 目標

- ・管内事業者に対し災害リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知する。
- ・当会と当市との連絡体制を密にし、緊急時でも円滑な連絡調整ができるよう報告・連携ルートを構築する。
- ・発災後速やかに復興支援が行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。
- ・自然災害等のリスクに対応した共済や保険制度に対する助言を行える人材を育成する。

【成果目標】

※支援事業者数は、伴走型小規模事業者支援推進事業による事業計画作成支援事業者数

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
支援対象事業者	36	36	36	36	36
内、BCP作成 事業者数	10 社以上				

※上記計画内容に変更が生じた場合は、速やかに県に報告するものとする。

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間(令和3年4月1日~令和8年3月31日)

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

・備北商工会と庄原市の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

〈1. 事前の対策〉

平成30年7月豪雨災害等、近年日本各地で異常気象による災害が多発する中、日々の様々な経営リスクから企業を守り事業継続を支援する必要がある。そこで当会は、令和2年4月に策定した「備北商工会事業継続計画(BCPマニュアル)」との整合性を図りつつ、発災時に混乱なく対応し、応急対策等に取り組めるようにする。

1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知

- ・当会と当市が連携し、防災マップ等により事業所立地場所の自然災害等のリスクや、災害の 影響を軽減するための取り組みや対策(事業休業への備え、災害補償等の損害保険や共済へ の加入など)について、巡回指導時に説明する。
- ・当会や当市の広報・ホームページなどで、国の施策の紹介やリスク対策の必要性、損害保険等の概要、事業者BCPに取り組む事業者の事例紹介などを行う。
- ・管内事業者に対し、事業者BCPの策定支援や効果的な訓練等について指導・助言を行う。
- ・事業継続の取り組みに関する専門家を招き、普及啓発セミナーや行政施策をはじめとする各種施策や保険制度の紹介等を含めた個別支援を実施する。

2)「備北商工会事業継続計画」の作成

・ 当会は、令和2年事業継続計画を作成(別添のとおり)。

3) 関係団体との連携

- ・広島県商工会連合会及び広島県共済との連携により、共済制度等の普及啓発を進める。
- ・当市や警察署・消防署など関係機関と連携して訓練の実施などを行う。

4) フォローアップ

・年間 10 社以上のBCP作成事業者を目標とし、1 社あたり年間 4 回以上のフォローアップを行う

【目標数値】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
BCP 作成事業者数	10 社以上				
フォローアップ回数	40 回以上				

5) 当該計画に係る訓練の実施

- ・自然災害の発生を仮定し、庄原市との連絡ルートの確認などを行う。
- ・警察署・消防署など関係機関と連携して訓練の実施などを行う。

〈2. 発災後の対策〉

自然災害等の発災時は、人命救助を第一としたうえで、当会事業継続計画(BCPマニュアル)に基づき管内の被害状況を把握し、関係機関への連絡を行う。

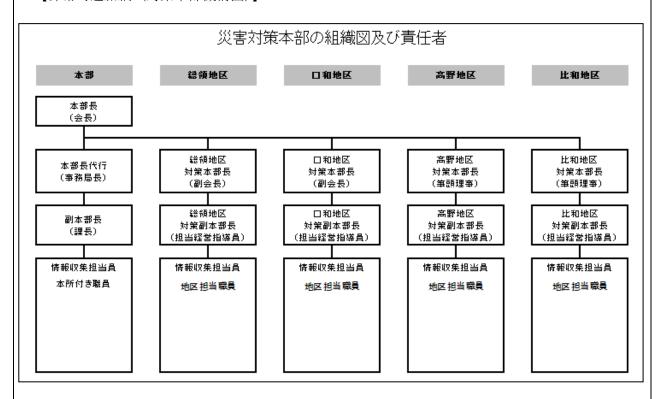
1) 応急対策の実施可否の確認

- ・発災後24時間以内に職員の安否確認を行う。
- ・当会事業継続計画(BCPマニュアル)に沿って、LINEWORKS等を利用した安否確認や業務従事の可否、大まかな被害状況(家屋被害や道路状況等)を当会と庄原市で共有する。

2) 応急対策の方針決定

- ・備北商工会と庄原市との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。
- ・職員の目視で命の危険を感じる場合は、出勤せず、職員自身が身を守る行動を取り、安全を確保した後に出勤する。
- ・職員全員が被災する等により応急対策ができない場合の役割分担を決める。
- ・大まかな被害状況を確認し、10日以内に情報共有する。
- ・職員に対しての事務連絡は、次の非常時連絡網で、①LINEWORKS ②電話 ③メール等で情報伝達を行う。

【非常時連絡網(対策本部機構図)】



【災害規模の目安は以下を想定】

大規模な被害がある	・地区内の 10%程度の事務所で「瓦が飛ぶ」「窓ガラスが割れる」等、
	比較的軽微な被害が発生している。
	・地区内の1%程度の事務所で「床上浸水」「建物の全壊・半壊」等、
	大きな被害が発生している。
	・被害が見込まれる地域において、連絡が取れない、もしくは交通網が
	遮断されており、状況が確認できない。
被害がある	・地区内の1%程度の事務所で「瓦が飛ぶ」「窓ガラスが割れる」等、
	比較的軽微な被害が発生している
	・地区内の 0.1%程度の事務所で「床上浸水」「建物の全壊・半壊」等、
	大きな被害が発生している。
ほぼ被害はない	・目立った被害の情報がない

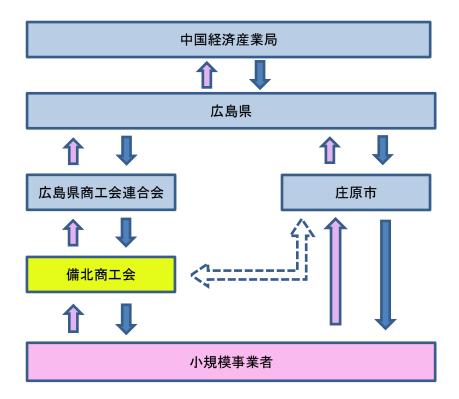
[※]なお、連絡がとれない区域については、大規模な被害が生じているものと考える。

【本計画により、備北商工会と庄原市は、以下の間隔で被害情報等を共有する】

発災後~1週間	1日に3回共有する
1週間~2週間	1日に1回共有する
2週間~1ヶ月	1週間に1回以上共有する
1ヶ月以降	2週間に1回共有する

〈3. 発災時における指示命令系統・連絡体制〉

- ・自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に 行うことができる仕組みを構築する。
- ・二次被害を防止するため、被災地域での活動を行うことについて決める。
- ・当会と当市は、被害状況の確認方法や被害額(合計、建物、設備、商品等)の算定方法について、予め確認しておく。
- ・備北商工会と庄原市が共有した情報を、県の商工担当部署へ報告する。(メール又はFAX)
- ・備北商工会は、広島県商工会連合会の「商工会災害情報報告システム」に入力した被害状況を 活用し、庄原市の商工担当部署へ情報共有し、庄原市は県の商工担当部署へ報告する。
- ・下図の流れで情報共有又は報告を行う。



〈4. 緊急対応時の地区内小規模事業者に対する支援〉

- ・相談窓口の開設方法について、庄原市と相談する(当会は、国の依頼を受けた場合は、特別相 談窓口を設置する)。
- ・安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。
- ・地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ・緊急時に有効な被災事業者施策(国や広島県、当市等の施策)について、地区内の小規模事業者等へ周知する。

〈5. 地区内小規模事業者に対する復興支援〉

- ・当市の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災事業者に対し支援を行う。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等 を県や市町、広島県商工会連合会及び全国商工会連合会等に相談する。

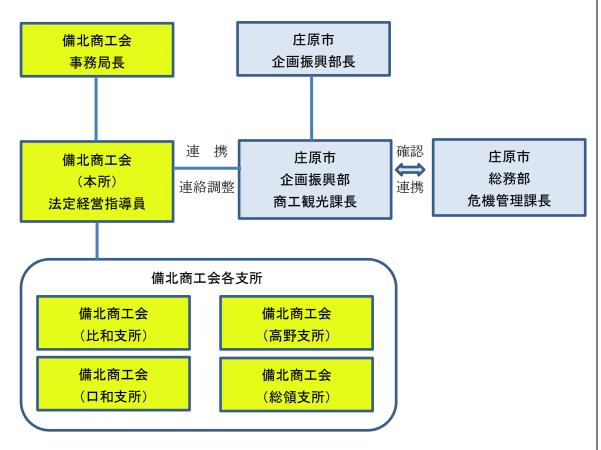
※その他

・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県に報告するものとする。

事業継続力強化支援事業の実施体制

(令和5年4月現在)

(1) 実施体制(商工会の事業継続力強化支援事業実施に係る体制/関係市町の事業継続力強化支援事業実施に係る体制/商工会と関係市町の共同体制/経営指導員の関与体制 等)



- (2) 商工会による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制
 - ① 当該経営指導員の氏名、連絡先

経営指導員 佐々木美奈子 (備北商工会 本 所: TEL 0824-82-2904)

" (備北商工会 比和支所: TEL 0824-85-2330)

" (備北商工会 高野支所: TEL 0824-86-2011)

" (備北商工会 口和支所: TEL 0824-89-2325)

" (備北商工会 総領支所: TEL 0824-88-2127)

②当該経営指導員による情報の提供及び助言(手段、頻度等)

以下に関する必要な情報の提供及び助言等を行う

- ・本計画の具体的な取り組みの企画や実行
- ・本計画に基づく進捗確認、見直し等フォローアップ(1年に1回以上)

内容	手段	頻度
本計画の具体的な取り組みの企画や実行	定例会議	月1回
本事業の指導・助言・情報提供	巡回・窓口・セミナー	随時
本事業の進捗確認	委員会	年4回
本事業の見直し	委員会	年1回以上
庄原市との調整	委員会	年2回

(3) 商工会、関係市町連絡先

①商工会

備北商工会 経営支援課

729-5731

広島県庄原市西城町西城 197-3

TEL: 0824-82-2904 FAX: 0824-82-2785

E-mail bihoku@hint.or.jp

②関係市町

庄原市役所 企画振興部 商工観光課

727-8501 広島県庄原市中本町一丁目 10-1

E-mail: shobara@city.shobara.lg.jp

※その他

・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県に報告するものとする。

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位:千円)

		令和	令和	令和	令和	令和	令和
		3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
必要	な資金の額	500	500	500	500	500	500
	・専門家派遣費	300	300	300	300	300	300
	• 委員会運営費	50	50	50	50	50	50
	・パンフ・チラシ作成費	50	50	50	50	50	50
	・チラシ等郵送料	50	50	50	50	50	50
	• 備蓄等消耗品費	50	50	50	50	50	50

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載。

調達方法

- ①広島県「小規模事業指導費補助金」
- ②庄原市「商工会運営補助金」
- ③国補助金
- ④会費・手数料収入

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載。

(別表4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会及び関係市町以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

LX版事業で大肥りの日こりの物口の圧肪に関する事項
連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所
並びに法人にあっては、その代表者の氏名
連携して実施する事業の内容
とりもして大地するす木の口
連携して事業を実施する者の役割
連携体制図等